

### 寄附金の損金算入に関する明細書

事業度

法人名

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合			
一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額 (41の計)	1 円	損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額 (41の計)	25 円
		特定公益増進法人等に対する寄附金額(42の計)	2			長期給付事業への繰入利子額	26
		その他の寄附金額	3			その他の寄附金額	27
		計 (1)+(2)+(3)	4			計 (25)+(26)+(27)	28
		連結法人間の寄附金額	5			所得金額仮計 (別表四「22の①」)	29
		計 (4)+(5)	6			寄附金支出前所得金額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)	30
	所得金額仮計 (別表四「22の①」)		7			同上の $\frac{2.5}{100}$ 相当額	31
	寄附金支出前所得金額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)		8			同上の $\frac{20\text{又は}50}{100}$ 相当額 $\left[ \frac{50}{100} \text{相当額が年200万円に満たない場合(当該法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く。)は、年200万円} \right]$	32
	同上の $\frac{2.5}{100}$ 相当額		9			公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額	33
	期末の資本金等の額 (別表五(一)「36の④」) (マイナスの場合は0)		10			長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額 (26と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)	34
特定公益増進法人等による寄附金の損金算入限度額の特別計算	同上の月数換算額 $(10) \times \frac{1}{12}$		11			損金算入限度額 (31と32のうち多い金額)又は(31と33のうち多い金額)	35
	同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額		12			指定寄附金等の金額 (25)	36
	一般寄附金の損金算入限度額 $((9)+(12)) \times \frac{1}{2}$		13			国外関連者に対する寄附金額	37
	寄附金支出前所得金額の $\frac{5}{100}$ 相当額 $(8) \times \frac{5}{100}$		14			28の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28)-(36)	38
	期末の資本金等の額の月数換算額の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額 $(12)$		15			同上のうち損金の額に算入されない金額 (37)-(38)-(39)	39
損金不算入額	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 $((14)+(15)) \times \frac{1}{2}$		16			国外関連者に対する寄附金額 (36)	40
	特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2)と(9)若しくは(14)又は(13)若しくは(16)のうち少ない金額)		17			同上のうち損金の額に算入されない金額 (37)-(38)-(39)	41
	指定寄附金等の金額 (1)		18			国外関連者に対する寄附金額 (36)	42
	国外関連者に対する寄附金額		19			同上のうち損金の額に算入されない金額 (37)-(38)-(39)	43
	(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4)-(19)		20			国外関連者に対する寄附金額 (36)	44
損金不算入額	同上のうち損金の額に算入されない金額 $20-(9)$ 又は $(13)-(17)-(18)$		21			計 (38)+(39)	45
	国外関連者に対する寄附金額 (19)		22			同上のうち損金の額に算入されない金額 (37)-(38)-(39)	46
	連結法人間の寄附金額 (5)		23			国外関連者に対する寄附金額 (36)	47
	計 (21)+(22)+(23)		24			同上のうち損金の額に算入されない金額 (37)-(38)-(39)	48

## 指 定 寄 附 金 等 に 関 す る 明 細

寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の使途	寄附金額
				41 円
計				

その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細

支 出 し た 日	受 託 者	所 在 地	特定公益信託の名称	支 出 金 額
				円